

(第二面)

区分 項番 1 3 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の
の新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣コード

許可番号 項番 2 3 国土交通大臣 許可 (般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日
岐阜県知事

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4 3 5 10 15 20
フリガナ 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市町村コード 8 5 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4 3 5 10 15 20
フリガナ 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市町村コード 8 5 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

従たる営業所の称 8 4 3 5 10 15 20
フリガナ 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市町村コード 8 5 3 5 都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20
 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般)
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前 3 5 10 15 20 25 30